

令和 4 年度

第 3 回太子町行財政審議会 議事録

日 時：令和 4 年 9 月 22 日(木) 午前 10 時 10 分から午前 11 時 18 分

場 所：太子町役場議会棟 1 階 全員協議会室

令和4年度第3回太子町行財政審議会 議事録

1. 審議会の開催日時及び場所

日 時 令和4年9月22日(木)

場 所 太子町役場議会棟1階 全員協議会室

開 会 午前10時10分

閉 会 午前11時18分

2. 諮問事項

下水道使用料の改定について

3. 委員の出席者

出席委員：玉田 純造、中村 孝秀、今村 真也、赤松 伊登枝、廣岡 稔巳、
福田 秀樹

4. 町出席者

事務局及び説明員

総務部長 森田 好紀

経済建設部長 松谷 真利

《総務課》

課長 中井 義之、係長 大角 かおり

《上下水道事業所》

所長 山口 裕之、副所長 重末 泰三、副所長 宗野 義和、

主事 菅野 涼太

5. 傍聴者 なし

6. 審議会経過

別記にて記載する。

1. 開会
2. 会長挨拶
3. 審議

会長 それでは、次第の3番目「審議」に入らせていただきます。
 担当部局から説明をお願いします。

説明員 <下水道使用料改定資料>説明

会長 ありがとうございました。では、前回に続きまして、事務局の説明に対する質問、ご意見がございましたら、お願いします。

 上げ幅が大きいような気がします。前回の改定から12年ほど改定がなかったこともあり、また直近に改定された相生市に近い金額となっておりますね。

委員 たくさん使用する階層の上げ幅を少なくして配慮されたとのことですが、使用水量が多い施設が福祉施設や病院等の医療施設と聞くと、何となく申し訳ないような気がします。

説明員 資料2ページの太子町下水道使用料改定の推移をご覧ください。平成18年の使用料改定時においては、101～300 m³、301 m³以上の超過使用料のみ追加する改定となっており、その設定金額が比較的高額に設定されておりました。その結果、たくさん使用する階層の金額が既に高くなっております。このまま一律20%の改定で進めると、101～300 m³が280円、301 m³以上が350円となり、この案で計算すると500 m³以上使用している階層の使用料が跳ね上がってしまうことになります。なお、たくさん使用している主な施設は、A鉄道会社、B工場、C特別養護老人ホーム等の介護施設、D病院等の医療施設、あとは大規模小売店舗等があります。

委員 先程の議論は平成18年度に使用料の多い階層の超過使用料を追加していることから、使用水量の多い施設が大変厳しくなるということですね。私は上昇率の割り振りはこれでよいと思います。なお、6ページの財政収支計画（改定後）ですが、基準外繰入金控除後の当年度純利益が令和9年度で約1億1千万のマイナスとなっておりますが、何年後に収支が黒字かイコールになると考えておられますか。また、収支がイコールになったら、その後は値下げなども検討されますか。

説明員 資料の1ページをご覧ください。ケース別改定率及び経費回収率ですが、本来望まれる下水道使用料は上から2番目で、改定率を44.7%にすると赤字は解消されます。そのため、しばらくは一般会計から繰出金をもらわないとやっていけない状況です。なお、今回の改定案が令和5年度から令和9年度までの5年間を算定期間として計算しておりますので、令和9年度に再度見直しを実施し、その時の社会情勢等をみながら更に使用料改定をしないといけないかどうか等、検討すべきと考えております。

委員 2ページの下水道使用料改定案を見ますと、30～50 m³の階層の上昇率が一番高いですね。一番高い階層の使用料の割合はどれくらいですか。

説明員 現時点における2か月分での各階層の割合を申し上げます。0～10 m³が11.31%、11～20 m³が13.09%、21～30 m³が15.99%、31～40 m³が18.37%、41～50 m³が15.20%、51～100 m³が21.90%、101～300 m³が1.66%、301 m³以上が0.38%です。

委員 一番平均的な 40 m³前後の層は、約 33%とっていいですか。

説明員 はい、約 33%で一番多い階層になります。

委員 それでは、一番多い階層のところが一番上がるということによろしいでしょうか。その場合、町民の皆さんの理解が得られるでしょうか。また、9 ページの各市町の比較ですが、相生市は直近に使用料改定を行ったので高いのは分かりますが、相生市以外の他市町は据え置きできているのでしょうか、他市町も近々使用料改定をして太子町もこの金額まで上げるということなら仕方ないと思えるのですが、いかがでしょうか。

説明員 8 ページの表の一番下をご覧ください。近隣市町の現行使用料制定年月日 を載せております。なお、流域下水道の会議で同席した姫路市とたつの市の 担当者と使用料改定について話をする機会があり、今後の改定予定につ いて聞いたところ、担当者レベルでは令和 6 年度頃に改定したいと考えて おられるようです。たつの市においては、もともと低い使用料の設定をし ており、令和元年度に改定しましたがまだまだ足りていないと聞いており ます。次に 9 ページの水量別の表をご覧ください。本町においては、どの 区分においても同じぐらいの上げ幅になるように設定しております。

委員 実際に一番多い階層のところを多く上げると収益はたくさん増えると思 います。そういう意味では納得できますが、仮に 5 円下げた場合、上昇率 が 18.8%になるということですが、どの程度収入が減り、経営状況がどうな るのか、分かる範囲でお示しいただければと思います。

説明員 現行と改定後の下水道使用料収入を比較しますと、今回の改定案では各 年度で約 8,700 万円の収益アップを見込んでおります。しかしながら、使 用料改定を行いますと節水意識が生じますので、思い通り収益が増えるか どうかはわかりません。なお、下水道会計においては、ここ数年で毎年約 4,000 万円の現金が減少している状況で、このままでは下水道経営が破綻す るリスクがあります。また、近い将来、下水道管の更新が控えており、そ のための財源を確保する必要があることから、今回の提示案がギリギリの ラインだと思っております。

会長 今のお話は、第 1 回の審議会で説明されたことですね。それで今回の提 示案を見させていただきました。矛盾することを言いますが、1 番使用者が 多い階層の上げ幅を平均程度に減らすのは、下水道事業の経営的に厳しい ですか。

説明員 30～50 m³の階層の上げ幅を減らすと、それ以上使用している対象者全て に影響しますので、経営的には厳しくなります。

会長 今回の改定案を広報等で周知すると、1 番使用者が多い階層の人達から相 当数の苦情が入ると思われます。ここまで詳細な内容をお知らせされる予 定でしょうか。

説明員 各階層の上げ幅をもとに、詳細に周知する予定です。

委員 使用料改定の導入のタイミングですが、令和 5 年 7 月で本当に実施され るのですか。物価上昇も懸念されますがいかがでしょうか。

説明員 今後の予定ですが、審議会より改定してもよいと答申をいただければ、 12 月議会に条例改正を上程する予定で進めております。その後、半年くら いの期間を使って広報やホームページで周知をはかり、令和 5 年 7 月から

使用料改定を実施する予定です。

委員 遅らせることはできませんか。

説明員 年間 4,000 万円の現金の減少をみると、遅らせるのは厳しいと認識しております。

委員 件数の多い層に大きな負担を強いるのは仕方ないのかもしれませんが、長い間見直しを行わなかったのが一番の問題だと思います。ですので、今後は中長期的な計画、何年後に使用料を見直す等の方向性、指針等も併せて出される必要があると思います。次の改定の指針として、次回は一番多い層を大幅に上げないとか提示すれば、理解者も増えるかと思います。

説明員 長い間見直しを行わず、今回一気に上がることが懸念され、またコロナ禍や物価高騰等非常にタイミングも悪い状況での使用料改定となってしまいましたが、現金の減少を考えると今使用料改定が必要でありますので、丁寧な説明をすることでご理解を頂きたいと思います。次回は、その時の社会情勢によってまた審議会を開いて検討させて頂きたいと思います。下水道事業は経営が非常に難しく、なかなか使用料改定ができない現実がありますが、相生市が今年度から使用料改定を行い、また播磨町では上水道の料金改定を今進めていると聞いております。本町においてもこの使用料改定の検討だけでなく、支出を減らす努力も併せて行っています。

委員 8 ページを見ると、使用料改定の時期は各市町で様々ですが、太子町においては、今がぎりぎりのタイミングということは理解しました。今後、使用料改定を行う上で、広報等で町民の皆さんに丁寧な説明を行っていただきたいと思います。なお、今回の使用料改定においては賛成しております。

委員 その時その時だけでなく、中長期的な計画を作成し、今後の見直し方針を定めるとともに、今回使用料改定した際、町民の方からの意見を取りまとめ、次回の計画に反映していただきたいと思います。

説明員 そのように努めてまいります。

会長 他に何かご意見はございますか。無いようでしたら、次回の審議会に向けて事務局に答申案の作成をお願いしたいと思います。

説明員 本日、委員の皆様から頂きましたご意見を反映して、次回の審議会で答申案を提示させていただければと思います。

会長 それでは、本日はこれで審議を終了したいと思います。進行を事務局にお渡しします。

4. その他

事務局 次第の 4 番目、「その他」に移らせていただきます。

事務局より連絡事項といたしまして、次回開催日程につきましては、事前にご案内させていただきましたとおり、9 月 30 日（金）午後 2 時 30 分から、場所はこの場所にて開催させていただきます。

5. 閉会

事務局 それでは、委員の皆様方には、長時間にわたりまして、慎重に、またご熱心にご審議を賜りありがとうございました。

これをもって本日の審議会を閉会とさせていただきます。

ありがとうございました。

太子町行財政審議会規則第4条に基づきここに署名する。

令和4年11月18日

署名委員

中村孝秀

赤松伊登枝
